

## 高知家の逸品応援の店制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高知家の逸品応援の店制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 関西圏の経済活力を高知県経済の継続的な発展につなげるため、魅力ある高知県の食品等が関西圏で販売される環境を創出することを目的として、本制度を実施する。

### (定義)

第3条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「高知家の逸品応援の店」（以下「逸品の店」という。）とは、高知県産品を使ったメニューを提供している飲食店のうち、高知家の逸品を来店者に販売し、高知県の情報発信に協力する飲食店をいう。
- 2 「高知家の逸品」とは、高知県内で生産、収穫、水揚げされた農畜水産物または次のいずれかに該当する加工食品等のうち、逸品の店がお薦めし店内で販売する商品をいう。
  - (1) 商品の主要な原材料が高知県内産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われているものであること。
  - (2) 商品の主要な原材料が高知県内産であって、高知県外の事業者により製造または加工されたもの場合は、販売が県内事業者によって行われているものであること。
  - (3) 商品の主要な原材料が高知県外産で、その製造または加工の最終段階を県内事業者が行っている場合、または、その販売を県内事業者が行っている場合は、高知県特有の文化や技術を活かしたものであること。

### (逸品の店の登録)

第4条 逸品の店への登録にあたっては、別添第1号様式を高知県（以下「県」という。）に提出する。

- 2 県は、第1号様式を受理し、登録を認めたときは、その旨を通知するとともに、登録証を交付する。
- 3 県は、逸品の店に対して、一般財団法人高知県地産外商公社を通じて、予算の範囲内で高知家の逸品を販売するために必要なツールを貸与する。

### (逸品の店への情報提供)

第5条 県及び一般財団法人高知県地産外商公社は、次に掲げる内容について、逸品の店に対して情報提供を行う。

- (1) 高知県産品を逸品の店に対して供給可能な事業者（以下「供給事業者」という。）
- (2) 高知県アンテナショップの販売情報等（売れ筋商品情報）
- (3) 高知県産品のメディア掲載情報
- (4) 観光情報等

### (情報の取扱)

第6条 県は、登録時に逸品の店から提供された情報については、県の関係機関と共有する。

- 2 県は、登録時に逸品の店から提供された情報のうち、店名、所在地、連絡先、ホームページ、営業時間、定休日について、登録店舗の了承を得た上で県のホームページ等で公表する。

(販売商品の選定)

第7条 逸品の店において販売する高知家の逸品は、県及び一般財団法人高知県地産外商公社が第5条に基づく情報提供などを参考に、逸品の店が任意に選定する。

2 県は、逸品の店において販売する高知家の逸品の選定にあたり、一般財団法人高知県地産外商公社を通じて予算の範囲内で、サンプルの提供を行う。

(留意事項)

第8条 逸品の店は、次に掲げる内容に留意すること。

(1) 逸品の店が供給事業者との取引において生じたトラブルに関しては、当事者間で解決すること。

(2) 逸品の店を県のホームページ等で広報したことにより、逸品の店と消費者等との間で生じたトラブルに関しては、県の責に帰すべき事情がある場合を除き、当事者間で解決すること。

(3) 県が本制度の効果を把握する目的で実施する調査等に対して、営業に支障のない範囲で協力すること。なお、調査等により県が知り得た情報は、逸品の店が特定される形での公表は行わない。

(4) 第10条第1項から第5項の規定に基づく、逸品の店登録の取り下げ、もしくは取り消しがあつた場合、第4条第3項で貸与を受けている販売ツールは、返却しなければならない。

(登録期間)

第9条 逸品の店の登録期間は、登録日から令和6年3月31日までとする。

(登録内容の変更、登録の取り下げ及び登録の取り消し)

第10条 逸品の店は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り下げようとする場合は、別添第2号様式を県に提出すること。

2 県は、逸品の店が法令違反や第8条第1項第1号及び第2号に定めるトラブルの解決に向け誠実に対応していないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

3 県は、逸品の店の役員または従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団員と関係があると判断した場合は、登録を取り消すことができる。

4 県は、逸品の店が第3条1項の定義を満たさなくなつたと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

5 県は、インターネット上で逸品の店の閉店が確認できる場合、電話が通じない場合（音声案内により当該番号が使用されていない）等、取扱店が閉店していると判断できる場合は、県の判断で登録を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年6月7日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を失う。